

アルコール検知器導入促進助成金交付要綱

平成22年3月26日制定

平成23年3月29日改正

平成24年3月27日改正

平成25年3月22日改正

平成26年3月19日改正

平成27年3月20日改正

平成29年3月21日改正

平成31年3月20日改正

令和3年3月19日改正

公益社団法人 熊本県トラック協会

(目的)

第1条 この要綱は、公益社団法人 熊本県トラック協会(以下「熊ト協」という。)が飲酒運転を根絶するために、会員事業者がアルコール検知器装置等(以下「装置」という。)を使用し、点呼の際に飲酒の有無を確認することを目的に、装置の導入に対する助成金(以下「助成金」という。)の交付に関し必要事項を定め、適正かつ円滑に事業推進することを目的とする。

(助成対象)

第2条 助成の対象となる装置は、「簡易型」、「記録型検査装置」及び「遠隔地検査管理装置」とし、装置は次の基準に適合すること。

- (1) 記録型検査装置は、検査結果を記録できること。
- (2) 遠隔地検査管理装置とは、国土交通大臣が定めた機器で、営業所又は車庫に設置した装置のカメラ、若しくは運転者が携帯する装置のカメラによって、運行管理者等が運転者の酒気帯びの有無、疾病、疲労等の状況を随時確認でき、かつ、当該機器により行おうとする点呼において、当該運転者の酒気帯びの状況に関する測定結果を、自動的に記録及び保存するとともに当該運行管理者等が当該測定結果を直ちに確認できるものとする。
- (3) 品質が保証され、保証期間が定められている等メンテナンス機能を有する装置を対象とすること。

(助成対象者)

第3条 助成対象者は、対象装置の買い替えを行う会員事業者で熊本県内の営業所を対象とする。

- 2 会員事業者とは、助成金を申請する時点で熊ト協に加入している者をいう。ただし、熊ト協会費等の未納がある場合は、その限りではない。

(助成交付額)

第4条 会員事業者が新たに導入する装置に対して、熊ト協より購入費用（税別）の2分の1を交付する。

ただし、1事業者1台あたりの助成上限額、助成上限台数については、次のとおりとする。

<u>対象装置</u>	<u>上限額</u>	<u>上限台数</u>
簡易型	1台あたり10,000円	5台
記録型検査装置及び遠隔地検査管理装置	30,000円	1台

2 助成の対象は本体の機器とし、センサー交換、定期保守費用、パソコン、携帯電話等の周辺機器については助成の対象としない。

(対象期間)

第5条 毎事業年度4月1日から翌年2月末日までに装置を購入し、支払いが終了したものを対象とし、2月末日までに助成金交付請求書を協会に提出するものとする。

2 期間内であっても熊ト協の助成予算額に達した場合は、その時点で助成を終了する。

(助成金の請求手続き)

第6条 助成金の交付請求は、様式1の「アルコール検知器導入促進助成金交付請求書」に請求明細書及び領収書等の写し（リースの場合は、価格明細がわかる書面の写し及び契約書写し）を添付して行うものとする。

(助成金の交付)

第7条 熊ト協は、前条の「アルコール検知器導入促進助成金交付請求書」の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、本助成事業に適合すると認めた場合には、請求事業者に対して助成金を交付する。

(財産処分の制限)

第8条 会員事業者は、交付対象の装置が導入の日から起算して1年を経過するまでは譲渡、交換、廃棄、貸付、又は担保に供してはならない。

ただし、あらかじめ熊ト協の承認を得た場合はこの限りではない。

(報告)

第9条 熊ト協は、本助成金の交付に関して必要な報告を求めることができる。

(附則)

この要綱は、令和3年4月1日より適用する。